

福島県土木部 I C T 活用工事（舗装工）実施要領 新旧表

頁	新	旧
7 実施証明書	<p>1～6 (省略)</p> <p>7 実施証明書            (1) I C T 活用工事実施証明書            発注者は、I C T 活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。            なお、発行の対象となる I C T 活用工事は、「発注者指定型」及び「受注者希望型で全てのプロセスを実施した工事」とする。</p> <p>8 (省略)</p> <p>附則            本実施要領は、平成30年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。            ただし、I C T 活用施工を取り入れる意向のある現場にあっては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができます。</p> <p>附則            本実施要領は、平成31年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則            本実施要領は、令和元年10月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則            本実施要領は、令和3年1月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則            本実施要領は、令和6年1月1日以降に土木部が公告する工事に適用する。</p> <p><u>附則</u>  <u>本実施要領は、令和6年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</u></p> <p>参考1 (省略)</p>	<p>1～6 (省略)</p> <p>7 実施証明書            (1) I C T 活用工事実施証明書            発注者は、I C T 活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。            なお、発行の対象となる I C T 活用工事は、「発注者指定型」のみとする。</p> <p>8 (省略)</p> <p>附則            本実施要領は、平成30年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。            ただし、I C T 活用施工を取り入れる意向のある現場にあっては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができます。</p> <p>附則            本実施要領は、平成31年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則            本実施要領は、令和元年10月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則            本実施要領は、令和3年1月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則            本実施要領は、令和6年1月1日以降に土木部が公告する工事に適用する。</p> <p>参考1 (省略)</p>